

平成 22 年 4 月 1 日より

中小企業子育て支援助成金制度が改正されました！

○中小企業子育て助成金とは

中小企業(労働者数100人以下)での育児休業の取得を促進することを目的に、平成18年4月1日以降に育児休業取得者が初めて生じた事業主に対して支給される助成金です。

平成24年3月31日までに育児休業を取得した労働者について、5人目まで対象となります。

※平成18年3月31日以前にすでに育児休業取得者がいた場合には当助成金の対象外となります。

<支給額>

1人目の育児休業取得者・・・100万円

2人目～5人目の育児休業取得者・・・80万円

☆詳細はコチラ → [中小企業子育て支援助成金支給要領\(平成22年4月1日改正版\)](#)

○主な改正点

1. 申請窓口が変わりました。

平成22年4月1日以降、申請窓口が(財)21世紀職業財団宮崎事務所から宮崎労働局雇用均等室へ変わりました。

※ 郵送での申請の場合、支給申請期限内(要件を満たした日の翌日から3ヶ月以内)に雇用均等室に申請書類全てが到着していることが必要です。

2. 短時間勤務制度の利用者が出た事業主への助成が廃止されました。

中小企業子育て支援助成金のうち、短時間勤務制度を設け当該制度を利用させた事業主に対する助成が廃止され、(財)21世紀職業財団で支給する「両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)」に統合されることになりました。

☆両立支援レベルアップ助成金の詳細はコチラへ → http://www.jiwe.or/ryoritsu/01_assist.html

※ただし、以下の場合は「中小企業子育て支援助成金」の対象となります。

①平成21年10月1日までに育児のための短時間勤務制度を利用開始したもの。

(平成22年3月31日までに要件を満たしたもの)

②平成22年3月31日以前に、改正前の支給要領で定める支給要件を満たした者が1人以上いる場合。

3. 支給要件が変わりました。

①育児休業終了後の継続雇用期間が変更されました。

育児休業制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成は、対象労働者を育児休業後、雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用した場合に支給されることになりました。

※なお平成22年4月30日までに育児休業を終了した労働者の場合(平成22年10月31日までに要件を満たしたものは、従前のおり6ヶ月以上継続雇用した場合支給されます。

②育児休業制度にかかる労働協約あるいは就業規則は、改正育児・介護休業法に沿った内容で規定されている必要があります。

平成22年6月30日以降に支給申請する場合は、申請時の添付書類の「労働協約又は就業規則」について、従来のものと改正育児・介護休業法に沿ったもの両方を添付してください。

③育児休業の申出に対し、事業主が通知した育児休業取扱通知書が必要です。

平成22年6月30日以降に育児休業を開始した場合は、育児休業申出を受けた旨、育児休業開始予定日及び終了予定日を労働者に通知したことを示す書類を添付してください。

＜中小企業子育て支援助成金に関するお問い合わせ、申請書の送付先＞

宮崎労働局 雇用均等室

〒880-0805

宮崎市橘通東3-1-22

宮崎合同庁舎1階

TEL:0985-38-8827

FAX:0985-38-8831

[→雇用均等室のページへ](#)